

物品の特記仕様

1 共通事項

- (1) 費用は全て本体物品の価格に含むこと。

なお、「別紙 物品明細書」には物品本体の物品番号のみ記載していることに注意し、物品本体以外にも付属品や材料が必要になる場合は、それらの調達及び諸費用も見込むこと。

- (2) 納入物品を製造する会社は、国際標準化機構（ISO）品質保証規格 9001、環境マネジメント 14001 の認証を取得し、JIS（書架・物品棚 JIS S 1039）の認定製品製作工場であること。

- (3) 納入物品を製造する会社は、社団法人日本オフィス家具協会に所属し、物品は同協会の「オフィス家具 PL 対応ガイドライン」に準拠しグリーン購入法適合物品であること。ただし特注品やオプションや付属品に該当するものは除く。

2 製品特記仕様

- (1) ～ (7) 中軽量資器材ラック、天つなぎバー

ア 段数は 4 段とすること。（天板上を段数に含まず、最下段から天板までの間にあ
る有効段数を意味する。）

イ スチール棚本体は、支柱（形状は C 型）と連ツナギ・側ツナギによるフレーム構
造とし、嵌合方式によるボルトレスタイプの中軽量棚とする。

ウ 転倒防止対策として、全ての支柱は床固定、さらに壁に面する部分は壁固定、通
路を挟んで隣り合うラックと天つなぎバーによる固定を実施すること。（床及び壁
はコンクリートのため、コンクリート用後施工アンカー（M8×50 mm 程度）による固
定）

エ 床を傷つけないよう、樹脂ベースを使用すること。

オ 耐荷重にあっては、1 段 200 kg 以上とすること。

カ 支柱孔ピッチは、25 mm とし。棚板の調整ができること。

- (8) ～ (10) 中軽量資器材ラック、天つなぎバー

ア 段数は 5 段とすること。（天板上を段数に含まず、最下段から天板までの間にあ
る有効段数を意味する。）

イ (1)～(7)のイからカまでと同様とする。